中国における知的財産権の最新情報について

（2018 年 6 月号）

PART Ⅰ：中国知財保護の最新事例

1. 日本弁理士会、模倣品摘発をテーマとした研修会を再開催（**HFG** 講師講演）
2. PILOMAT 社、商標無効審判の審決取消訴訟で勝利（**HFG** 代理事件）
3. 2018 年 W 杯開催中、関連グッズに係る商標侵害が多発
4. 奥飛娯楽、アニメ玩具に係る実用新案侵害で提訴＝1,000 万元の損害賠償を請求
5. 来電科技、シェアバッテリーをめぐる特許戦で再び勝利＝200 万元の損害賠償で業界記録を更新
6. 拼多多、模倣品販売の多発で模倣品対策を強化
7. 杭州市公安局、模倣品製造販売拠点を多数摘発＝8 万件以上の模倣日用品を押収
8. 5 月～11 月、多部門による 2018 年オンライン市場監督管理特別政策を展開

PART Ⅱ：中国知財保護の最新動向

1. 国際知的財産局は第一弾の 10 件の原産地地理的表示製品の保護申請を受理
2. 国家知的財産局は「2017 年中国知的財産権発展状況評価報告書」を公開

HFG LAW & INTELLECTUAL PROPERTY

14/F, Huaqi Building, No.969 Wu Ding Road,
Jingan Destrict, Shanghai, China, 200040
Tel:+86-21-5213 5500　Fax:+86-21-5213 0895
www.hfg.com

PART Ⅰ：中国知財保護の最新事例

1．日本弁理士会、模倣品摘発をテーマとした研修会を再開催（HFG 講師講演）

（会場現場の様子）

5 月 31 日、「中国における模倣品対策の実務（知識編）」及び「中国における模倣品対策の実務（実戦編）」をテーマとした 2 つの研修会が東京の日本弁理士会館で開催された。**HFG** の李蕾（Lanny LEE）弁護士及び丁海聡（Harrison Ding）日本事業部総括部長が研修会の講師を務めた。

今回の研修会は、日本弁理士のために中国知財保護システムを整理し、中国における知財保護戦略の考え方を育成し、事例の説明により理解を深めることを目的として、130 名以上の弁理士を対象に 4 時間の研修が行われ、日本各地の支部会場でも同時中継された。研修会に参加した弁理士は研修点数を取得した。

今回の研修会は、来場した弁理士から「興味深い内容で事例も大きな参考価値がある」、「中国知財保護の専門性及び総合性を実感することができた」、「日本ではこのような専門的な研修会が少ない」などと大きな反響を呼んだ。

2017 年 10 月に李蕾氏が日本弁理士会の招聘を受けて発明会館の地下ホールで研修会を行って以来、今回は 2 回目の講義となる。

【HFG's Comments】

2017 年 10 月に次ぎ、2 回目の中国における模倣品対策に関する研修会になりました。今回の研修会は理論と実務を結びつけて、中国知的財産権関係の法律知識、権利保護戦略の考え方及び知財保護の現状を体系的に説明するとともに、多くの典型的な事例を分析することで理論に対する理解を深める構成になっています。日本の知財専門家からの注目を集め、大きな反響を呼びました。研修会の人気ぶりは、日本企業の中国における知財保護状況への関心の表れとも受け止められます。

2. PILOMAT 社、商標無効審判の審決取消訴訟で勝利（HFG 代理事件）

（商標登録番号：22903588、区分：第 9 類）

2018 年 5 月 29 日、北京知財法院は、PILOMAT S.R.L.（イタリアのボラードメーカ大手、以下「原告」という。）による第 2290358 号「PILOMAT 及び図」商標（以下「係争商標」という。）の無効審判の審決取消訴訟事件に対し、原告の主張を支持する旨の(2017)京 73 行初 7411 号判決を下した。結果、杭州鼎隆自動化設備有限公司（係争商標の所有者、以下「第三者」という。）は原告の商標を先行登録したと判断され、係争商標を無効にすべきとの審決を下した。

原告は、海外で係争商標を長期的に使用しており、そのブランド及び製品も長期的な経営により市場で高い評判を得ており、製品の競争力も高い。中国市場に進出するために、中国で「PILOMAT 及び図」商標が付された製品の販売を第三者に委託した。その後、第三者は原告の製品の品質が優れており、売れ行きがよく、ブランド価値が高いことを発見し、2010 年 9 月に係争商標を先出願し、2011 年 9 月 28 日に当該商標の登録が許可された。

原告は、自社商標が第三者に先登録されたことを発見した後、「代理人又は代表者は許諾を得ずに、自らの名義で被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者から異議を申し立てられた場合、当該商標を登録せず、かつその使用を禁止する」という「商標法」第 15 条の規定に違反したとして、商標評審委員会へ係争商標の無効宣告を請求した。

原告は、業務委託契約書及びメールのやり取り等を含め、第三者との業務委託関係を証明するために大量の証拠を提出したが、商標評審委員会は市場の安定性を維持するためか、原告の主張を支持しなかった。

原告は、これを不服とし、北京知財法院へ提訴した。訴訟段階において、原告は第三者との業務委託関係を強調した。北京知財法院は審理の上、第三者が 2001 年の「商標法」の規定に違反したとして、原告の請求を支持し、係争商標を無効にべきという判決を下した。

【HFG's Comments】

弊所弁護士李蕾（Lanny LEE）によると、代理人又は代表者が中国で自らの名義で商標権者の商標を登録出願した場合、悪意の冒認出願を構成すると思われます。このような代理人又は代表者の冒認出願行為に対し、商標権者は中国の商標主管機関に異議を申し立てるか、又は登録された商標を無効にするよう商標主管機関に請求することもできます。中国「商標法」の規定により、商標異議期間は初審公告日から 3 ヶ月までとし、商標無効審判請求期間は商標登録日から 5 年までとする、ただし、商標権者は自己の商標が馳名商標であると証明することができる場合、5 年という制限を受けないとされます。

外国企業は中国市場に進出する際に、中国企業に委託する場合が多々見られます。このような方法はコストを低減することができますが、様々な問題を生じる可能性もあります。本事件では、中国企業は許諾を得ずに外国企業の商標を出願し、不正な利益を取得しただけでなく、外国企業の中国市場への進出に支障をきたし、商標出願者の利益に更なる損害を与えました。

このような事件に対応する要点は以下の通りです。

一、請求者と係争商標の登録者との代理又は代理関係を証明します。双方の業務提携契約書、代理契約書等を提供する必要があると思われます。署名捺印日は係争商標の登録日よりも前でなければならず、特に先行商標の標識が反映されたものを提供する必要があると思われます。

二、請求者の先行商標と係争商標が指定商品で同一又は類似商標を構成することを証明します。

双方の業務委託関係を十分な証拠により証明することができる場合、人民法院に支持される確率は高くなると考えられます。

3. 2018 年 W 杯開催中、関連グッズに係る商標侵害が多発

2018 年 6 月 14 日、サッカーファン待望の 2018 FIFA ワールドカップロシア大会が幕を開けた。世界中のサッカーファンが熱狂するだけでなく、各店舗もワールドカップの話題性に便乗して関連グッズの販売に躍起になっている。中国及び海外の電子

商取引プラットフォームにおいて、ワールドカップ開幕前には既に大量のワールドカップグッズが販売された。例えば、有名な取引サイト「eBay」（www.paypal-biz.com）で「Fifa」をキーワードとして検索してみると、約 20 万件の検索結果が表示される。しかし、ワールドカップに関する多くの商標が登録されているため、油断をすると商標権侵害に関わる可能性が高いと思われる。

5 月 29 日、「国際タオバオ」といわれるアリエクスプレス（AliExpress）は、2018 FIFA ワールドカップグッズに関する公告を公布した。この公告では、侵害を回避するために「Fifa」、「Fifa 2018」、「World cup」、「World cup 2018」、「Russia 2018」、「National team」、「Fifa world cup russia 2018」、「Fifa world cup」、「Zabivaka」といった英語キーワード、及び「забивака」、「чемпионат мира по футболу」、「чемпионат мира по футболу FIFA 2018 в россии」、「Чм2018」といったロシア語キーワードを使用しないよう店舗の注意を喚起する旨が記載されている。

ワールドカップグッズに係る侵害問題をさらに規制するために、中国税関は「中露税関 2018 FIFA ワールドカップ知財保護」という特別行動を展開した。4 月 4 日、各地の税関でワールドカップ知財侵害の疑いがあると思われる帽子及び T シャツは計 4,000 件程度押収された。5 月 19 日、各地の税関で取締りを行った「FIFA」商標侵害に係るスポーツウェアは 3,200 セット以上である。また、6 月 7 日、上海税関で取締りを行った侵害に係る「RUSSIA2018」サッカーボールは 2,470 件である。ワールドカップ開催中に侵害品に対する摘発行動はなお続いている。

【HFG's Comments】

2018 ワールドカップ開催中に、ワールドカップグッズも人気商品になっています。

国際サッカー連盟（FIFA）の規定により、公式スポンサーのみ今期のワールドカップの公式ロゴ及び市場プロモーション権益を独占で使用することができるとされます。公式許諾を得た企業が製造したワールドカップグッズは品質及び市場価値において保証されます。ワールドカップに伴う大きなビジネスチャンスに直面する中、知財保護は中国でますます重要視されており、中国企業も公式許諾を得るために取り組むようになりました。

近年、中国税関もワールドカップに係る知財侵害行為に対して特別行動を行い、厳罰を与えることで権利者の権益を保護し、「中国製造」の模倣品が国際市場へ流出することを抑制し、「中国製造」の国際イメージの向上につながると思われます。

4. 奥飛娯楽、アニメ玩具に係る実用新案侵害で提訴＝1,000 万元の損害賠償を請求

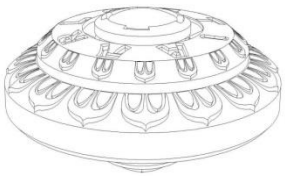

第 ZL201120248274.4 号実用新案

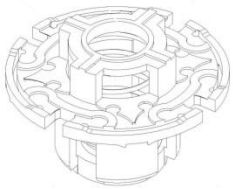

第 ZL201120423408.1 号実用新案

係争製品「三宝超変戦陀」

奥飛娯楽股份有限公司（中国のアニメ玩具大手、以下「原告」という。）が 2018 年 6 月 27 日に公布した公告によると、当該会社は、実用新案侵害で広州知財法院へ広州市三宝動漫玩具有限公司（アニメ玩具会社、以下「被告 1」という。）、東莞埔興五金塑料製品有限公司（金具・プラスチック製品メーカ、以下「被告 2」という。）、東莞市豊宜玩具実業有限公司（玩具製品の製造販売会社、以下「被告 3」という。）の 3 社を提訴し、1,000 万元の損害賠償を請求するとともに、財産保全を請求した。広州知財法院は、3 被告について計 1,000 万元の銀行預金或いは 1,000 万元に相当するその他財産を差押え、凍結することを許可する旨の裁定を下した。

本件訴訟は 2 件の実用新案侵害紛争に係るものである。この 2 件の実用新案のうち、一つは第 ZL201120423408.1 号の「玩具コマ台」という実用新案で、2011 年 10 月 31 日に出願され、2012 年 6 月 13 日に権利を付与された。当該実用新案の権利者は広東奥飛動漫文化股份有限公司（原告の旧名）、広東奥迪動漫玩具有限公司（原告の支社）、广州奥飛文化伝播有限公司（原告の支社）である。

本件に係るもう一つの実用新案（第 ZL2011202482 号）は「組立が便利な玩具コマ」といい、2011 年 7 月 14 日に出願され、2012 年 2 月 2 日に権利を付与された。当該実用新案の権利者は広東奥飛動漫文化股份有限公司、広東奥迪動漫玩具有限公司、广州奥飛文化伝播有限公司である。

検索の結果、国家知的財産局は実用新案権利者の請求により、2018 年 4 月 26 日に上記の 2 件の実用新案に関する評価報告書を発行し、この 2 件の実用新案はいずれも新規性及び創造性を有すると指摘した。

また、被告 1 は、2017 年 12 月 9 日に係争製品に係る 15 件の意匠を出願し、2018 年 4 月及び 5 月に権利を付与された。これらの意匠は、本件実用新案の出願日の後に出願されたものである。

原告は、被告 1 が許諾を得ずに係争製品「三宝超変戦陀」の製造、販売許諾、販売を行い、被告 2 及

び被告 3 が当該係争製品の製造、販売を行い、本件実用新案に係る権利に侵害したとして、①被告 1 が原告の実用新案に侵害したと思われる係争製品の製造、販売許諾、販売を直ちに停止するとともに、そのウェブページに掲載された係争製品に関する全ての情報を削除し、②被告 2 及び被告 3 が原告の実用新案に侵害したと思われる係争製品の製造、販売を直ちに停止するとともに、全ての係争製品の在庫及びその製造に使用された金型を廃棄し、③3 被告が 1 件の実用新案侵害事件ごとに 500 万元の損害賠償を支払うよう請求した。

広州知財法院は、3 被告の計 1,000 万元の銀行預金又は 1,000 万元に相当するその他の財産を差押え、凍結することを許可する旨の裁定を下した。

本事件はまだ審理されていない。

【HFG's Comments】

HFG 在席の元特許審判官によると、中国アニメ市場のリーディング会社である原告にとって、市場に出回っている模倣品・侵害品は一番の悩みといえます。これまでの商標権侵害、意匠権侵害とは違い、今回は実用新案侵害で提訴されました。実用新案侵害は、意匠権侵害のように直感的に発見できるものではなく、その侵害行為を確認するために製品を分解して比較する必要があります。

タオバオ、JD 等売上の高い電子商取引プラットフォームで検索した結果、本事件の係争製品の人気が高く、月間販売件数が 5,000 件程度の店舗は 10 店舗を超えており、月間販売件数 10,000 件以上の店舗もあることから、原告が主張した損害賠償額は根拠があると思われます。

ただし、ここで注意すべきなのは、被告 1 は 2017 年 12 月 9 日に係争製品の意匠を出願し、権利を付与されたことです。損害賠償額を認定する際に既存権利を考慮する可能性があるため、たとえ侵害行為が成立する旨の判決が下されたとしても、侵害行為が悪意によるものと判断された場合、最終の損害賠償額の認定結果に影響を与える可能性があると思われます。

5. 来電科技、シェアバッテリーをめぐる特許戦で再び勝利＝200 万元の損害賠償で業界記録を更新

2018 年 5 月 25 日、北京知財法院は、2 件の実用新案侵害紛争事件に対し、一審判決を下した。結果、深セン街電科技有限公司（被告）は、①直ちに侵害品の製造を停止し、②深セン来電科技有限公司（原告）に 200 万元の経済的損害賠償を支払い、③判決が発効した日より 30 日以内に侵害に係る Anker 設計 12 ポート製品（被告のシェアバッテリーキャビネット設備）を撤去するとの判決となった。

本事件は、シェアバッテリー業界では損害賠償額が最も高い特許侵害事件となった。

2017 年 5 月、原告は 2 件の実用新案侵害で深セン街電科技有限公司及び湖南海翼電子商務股份有限公司を提訴した。本事件に係る 2 件の実用新案は、「モバイルバッテリーレンタル設備及び充電用クランプ装置」（特許番号：ZL201520847953.1）及び「吸込式充電装置」（特許番号：ZL201520103318.2）であり、いずれも有効である。2018 年 4 月、北京知財法院は本事件を審理した。

法院の観点によると、①深セン街電科技有限公司は被疑侵害品を製造、使用し、その製品は本件実用新案の請求項 1 及び 7～10 の保護範囲に含まれ、②湖南海翼電子商務股份有限公司が被疑侵害品を製造したことを十分な証拠により証明することができない。

また、侵害による損害賠償額について、法院は、①深セン街電科技有限公司が自社のウェイシン公式アカウントの文章で掲載した 1 日平均注文高 120 万元、登録ユーザ 6,000 万名というデータは、その侵害品の使用範囲が広く、数量も多いことを証明しているとし、②本件実用新案の種類を考慮した上で、侵害品の使用を直ちに停止するよう命令せず、30 日の交換期間を与え、また、85 万元の経済的損害賠償及び 15 万元の合理的支出という原告の主張を支持した。かかる観点から、深セン街電科技有限公司は、2 件の実用新案侵害で原告に計 200 万元の損害賠償を支払わなければならない結果となった。

深セン街電科技有限公司はこれを不服とし、控訴すると明言した。

実際、シェアバッテリー業界ではこれまで多くの特許訴訟が繰り広げられてきた。

2016 年 7 月 22 日、原告は 3 件の実用新案に侵害したとして雲充吧を提訴し、一審及び二審で勝訴した。雲充吧は、原告の 2 件の実用新案に侵害したと判断され、原告に 40 万元の損害賠償を支払う旨の判決となった。その後、原告は、特許侵害で深セン街電科技有限公司、広州市友電科技有限公司を提訴した。

2018 年 2 月、広州知財法院は、原告が実用新案及び発明特許侵害で広州市友電科技有限公司を提訴した事件に対し、一審判決を下した。結果、広州市友電科技有限公司は、原告の 1 件の実用新案及び 2 件の発明特許に侵害したと判断され、①侵害行為を停止し、②原告に 40 万元の損害賠償を支払う旨の判決となった。

以上からすれば、原告は一連の特許訴訟戦で大きな勝利を獲得したといえよう。

【HFG's Comments】

HFG 在席の元特許審判官によると、深セン街電科技有限公司にとって、上記の 200 万元の損害賠償に比べて 30 日以内に侵害品を撤去することで受けるダメージのほうが大きいと思われます。公開資料によると、昨年 8 月現在、深セン街電科技有限公司は既に 35 万台のシェアバッテリーキャビネットを市場に投入しました。控訴しても敗訴となった場合、その半分の製品が撤去される可能性があります。撤去された製品の保管及び処置も大きな問題になると思われます。今回の判決を受け、消費者は当該会社の製品を安心して使用できなくなり、事業展開も難しくなると思われます。

一方、原告が特許訴訟戦で勝訴し続けることができたのは、率先して行った特許布石のおかげだと考えられます。原告は 2015 年 2 月からシェア充電方法、設備、装置システムの基本コア特許を次々と出願し、業界では最も早く特許布石を行った企業です。データによると、2018 年 4 月現在、原告は中国及び海外で 120 件以上の特許を出願しており、58 件の特許権利を取得しています。

市場競争の激化に伴い、革新力のない企業はあっという間に競争で敗北すると思われます。企業は競争で勝ち残るためには技術開発及び革新を強化するとともに、製品、サービス及びユーザ体験などの改善に注力し、製品の競争力を向上させる必要があると思われます。

6. 拼多多、模倣品販売の多発で模倣品対策を強化

拼多多は近年中国で最も急速に成長している電子商取引プラットフォームとして、「ソーシャルネットワーク+E コマース」という新しいモデルを創出した。ユーザは当該プラットフォームにおいて家族、友達、知り合いを誘って共同購入することにより、低い価格で商品を購入することができる。2015 年に発足されてから、約 3 億名のユーザを保有しており、市場価値の評価額は 100 億米ドルに達している。その成長ぶりにより、中国電子商取引プラットフォーム大手である JD 及びタオバオからもライバル視されている。

一方、拼多多は模倣品問題及びその対策で消費者からも店舗側からも疑問の声が上がっている。発足当初から 300～500 元程度でサムスン、ソニー、小米等中国及び外国ブランドのテレビを購入するこ

とができるなど、極端に低い価格で多くのユーザの注目を集めたが、実際に購入したのは「SAMSUNG」、「索尼」（ソニーの中国語訳）製品であるが、手元に届いたのは「SMAASUNG」、「索尼恵広」であるなど、実際に消費者の手元に届いた商品は予想のブランド商品ではない場合が多発しており、全国のクレーム件数で業界 1 位となった。

模倣品問題について、拼多多は積極的に対応し、「模倣品が販売された場合、商品代金の 10 倍の損害賠償を支払わなければならない」、「粗悪品が販売された場合、商品代金の 3 倍の損害賠償を支払わなければならない」などの対策を定めた。一連の措置が実行された後、直ちに店舗側から模倣品対策戦略が厳しすぎると批判された。また、紛争処理中にユーザをかばうあまり、店舗側が自らの潔白を証明することが困難であるとの声もあった。多くの店舗は「模倣品販売」又は「届いた商品が説明文や画像との相違がある」などの理由でアカウントの資金が凍結され、違約金を請求された。

6 月 13 日、店舗側の権利保護活動がエスカレートした。拼多多本社の外に集まった店舗は抗議活動中に警備員と掴み合いになった。その一部始終を撮影した動画はネット上で話題になった。拼多多によると、抗議活動に参加した 14 店舗のうち、7 店舗は模倣品を販売し、6 店舗は説明文や画像と相違のある商品を販売し、残りの 1 店舗は商品の発送を偽装し、関連事実について確実な証拠があるという。拼多多の数々の取り組みから、プラットフォームを規制する決意を読み取ることができると思われる。

【HFG's Comments】

弊所弁護士李蕾（Lanny LEE）によると、中国の電子商取引プラットフォーム大手「タオバオ」及び「JD」が知財管理を強化している中、模倣品・粗悪品の販売業者は別の販売ルートを探さなければならないこととなりました。これを背景に、多くの模倣品・粗悪品の販売業者は発足して間もない新規電子商取引業者を通じて販路を開拓するしかない現状です。

拼多多は電子商取引プラットフォームとしてユーザを誘致する必要があるため、その紛争解決規則は消費者をかばう傾向が見られます。一方、店舗に対する審査が厳しくないため、拼多多が模倣品販売行為を容認すると誤解されており、消費者と店舗の間に紛争が発生した場合、店舗に処罰を与えると、処罰規則が厳しすぎると店舗側から批判を受ける状況です。

拼多多は今後の運営において、店舗が前もって規則を判断できるように日常の管理を強化し、抜き打ち的な取締りを回避することで「模倣品・粗悪品」に係る紛争を大幅に減少し、消費者からのクレームを低減することができると考えられます。

中国では、知財保護は短期間で実現できるものではないため、抜き打ち的な取締りをなるべく回避し、長

期的な作戦を立てる必要があると思われます。

7. 杭州市公安局、模倣品製造販売拠点を多数摘発＝8 万件以上の模倣日用品を押収

（現場取締りの様子）

杭州市公安局が 2018 年 6 月初頭に発表した情報によると、近日、杭州市各級の公安局及び広東省汕頭市公安部門の連携で模倣日用品の製造販売に係る重大事件を摘発した。模倣品の製造販売に係る 17 拠点、及び模倣日用品を販売している疑いのある 2 つの犯罪集団を摘発し、23 名の犯罪容疑者に対し刑事強制措置を行った。

2017 年末、市民から杭州北バスターミナルの小商品市場では P&G､ユニリーバなどのブランドの模倣品を販売したと思われる店舗があるとの通報が入った。調査の結果、その裏には多額の模倣品を扱う犯罪集団がいることが分かった。数ヶ月の追跡調査により、事件に係る模倣品は主に安徽省の聞氏兄弟二人から購入され、聞氏兄弟と密接な関係を持つのは浙江省温嶺市出身の郭氏をはじめとする犯罪集団から流出していることが判明した。通報された店舗のほか、北バスターミナルの小商品市場、安琪爾小商品市場、東バスターミナルの化粧品市場、東バスターミナルの小商品市場等複数の大型日用品卸売市場における 40 以上の店舗も上記の犯罪集団から模倣日用品を購入したことが発見された。

2018 年 4 月、公安局は犯罪容疑者を逮捕するとともに、模倣品摘発行動を展開した。今回の行動には 300 名以上の取締り人員が参加した。公安局はまず前回の調査で把握した模倣品の製造販売拠点を摘発し、ヘッド&ショルダーズ、パンテーン、藍月亮、雲南白薬等ブランドの 20 種以上の日用品を押収し、事件に係る金額は 300 万元以上にも及んだ。

調査により、聞氏兄弟の模倣品製造販売モデルは、

①広東省汕頭市等の地域から模倣日用品を仕入れ、販売する、または②品質の悪いシャンプー原料を仕入れ、ブランド製品の外装を使用して自ら充填作業を行った上で販売する、及び③期限切れ又は期限間近の日用品を仕入れ、製造日を改ざんして高値で販売するという 3 種類があり、聞氏兄弟と密接な関係を持つ広東省汕頭市の販売業者は陳氏であることが判明した。杭州公安局は広東省公安局と連携して陳氏を逮捕し、杭州まで連行した。

【HFG's Comments】

中国政府は知的財産権保護をますます重要視しており、杭州北バスターミナル卸売市場を含め、これまで各地で模倣品販売で知られた地方市場も次々と規制されています。

今回の行動では、公安部門は各ブランドの権利者と連携して、綿密な調査・証拠収集を行い、事前に何度も下見調査を手配し、犯罪に係る大量の証拠を入手した上で、大規模な行動を展開し、犯罪容疑者を一斉に逮捕し、消費者の権益を保護するだけでなく、権利者の権利も保護することができました。

本事件に係る模倣品・粗悪品が多く、全国各地に販売されました。一般消費者は模倣品を購入することを回避するために、価格に惑わされずに正規ルートから購入することが推奨されます。

8. 5 月～11 月、多部門による 2018 年オンライン市場監督管理特別政策を展開

オンライン市場監督管理部門間合同会議の各組織は、中国共産党第十九回全国代表大会の精神を貫き、国務院の「『13・5』市場監督管理計画」を実行し、高度な発展の要求に応じた誠実かつ信用ある公平競争に資するオンライン市場環境を構築するために、5 月から 11 月まで 2018 年オンライン市場監督管理特別政策（即ち「網剣行動」）を共同で行うことを決定した。

全国各地では今回の「網剣行動」に積極的に対応し、工商局、インターネット情報弁公室、発展改革委員会、公安、商務、品質監督、食品薬品監督管理等の部門による共同取締りが手配された。今回の政

策は、オンライン運営主体、オンライン契約書標準条項、悪意のリンク、模倣品・粗悪品、不正競争等の違法行為を中心に集中的に規制するものである。規制・規範化する必要のある行為は以下の通りである。

各電子商取引プラットフォームの「6・18」、「11・

11」オンラインキャンペーンを対象として、虚偽宣伝、価格操作による虚偽販促、架空注文、不正リベート等の販売行為を重点的に規制し、モニタリング報告書及び注意喚起を発行し、オンライン消費活動を誘導する。

オフラインビジネス行為について、著名商標、地理的表示、老舗商号に対する侵害行為を重点的に規制し、消費者の権益を保護する。「手付金」（中国法律で規定されており、担保の性質を有する）と「デポジット」（中国法律で規定されておらず、担保の性質を有しない）を混同し、7日間返品保証義務を法により履行しない等の違法行為を徹底的に取締り、標準契約書の改善及び不公平な条項の修正を促す。

同意を得ずに消費者の個人情報を収集、使用、漏えい、販売又は他人に不正提供する行為に対する処罰を強化する。窃盗又はその他の不正手段により個人情報を取得、販売又は他人に提供する犯罪行為を法により取締り、処罰を与える。インターネットを利用して販売禁止物品・タバコ製品及び登録されていない単一用途ビジネスプリペイドカード等を販売することを厳しく取締る。

また、特に健康食品、生活情報サービス等の分野における新しい消費業態・モデルの規範化に注目し、ネット詐欺、ネットマルチ商法等の違法行為を防止する。

なお、「網剣行動」は、インターネット運営主体の資格を徹底的に検査し、営業許可証（電子標識）を開示するよう誘導し、ネット店舗の実名制を確実にするよう帰するものと想定される。

【HFG's Comments】

今回の「網剣行動」はネット上の各種の虚偽広告、消費者権益侵害、返品義務不履行、プライバシー侵害等の行為を集中的に規制するものです。

多くの虚偽広告は、各方面の利益が絡んでいます。例えば、俳優が医者と偽って広告に出演することが多く見られますが、調査・処分を受けていないのが現状です。また、最近では、「鴻茅薬酒」という製品は医療・健康効果がないにもかかわらず多くの病気を改善・治療できる万能薬として販売され、消費者の利益を損ないました。

一方、侵害者は様々な紛争事件が発生した後もなお何の処罰も受けることがなかったため、多くの被害者は抗議の声を上げなくなりました。これは、消費者クレームを奨励する市場体制が整っていないことを証明していると思われます。

主管部門は今回処罰を強化し、ネット上の信用問題について、より厳しく処罰・規制することで解決することを提案し、インターネット環境の改善につながると考えられます。かかる観点から、「網剣行動」の見通しは明るいと思われます。

PART Ⅱ：中国知財保護の最新動向

1. 国際知的財産局は第一弾の 10 件の原産地地理的表示製品の保護申請を受理

地理的表示保護製品とは、特定の地域を原産地として、その品質や評判等の特性が本質的にその原産地の自然要素及び人的要素によって決定され、審査・承認を得た上で地理上の名称で命名された製品をいう。地理的表示製品は 2 種類あり、①本地域で栽培、養殖された製品、及び②原材料の全てが本地域か又は一部が他の地域からのもので、本地域で特定の工程により生産・加工された製品である。

2018 年 6 月 12 日、国家知的財産局は、各省、自治区の原産地地理的表示行政部門の初審・推薦により、第一弾の 10 件の原産地地理的表示製品の保護申請を受理し、公開する旨の公告を公布した。今回の 10 件の地理的表示製品は、それぞれ、行唐大棗、南陵コメ、連江昆布、汨羅ちまき、溆浦瑶茶、紫金春蜜柑、忻城トウモロコシ、德源にんにく、紫雲春茶、且末紅棗である。

1996 年に中国で原産地地理的表示製品の関連業務が開始されて以来、これまで 2,359 件の国家地理的表示製品が保護され、専用表示の使用が許可された企業は 8,091 社、関連生産高は 1 万億元を超えている。原産地地理的表示製品の保護は、民族ブランド及び地方特徴のある産業の発展を有効に促すことができると思われる。

【HFG's Comments】

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）の規定により、世界貿易機関（WTO）の加盟国は地理的表示を保護しなければならないとされます。1999 年、中国では「原産地域製品保護規定」が公布されたことは、中国における地理的表示の保護基準が国際基準と一致することを示しています。

2000 年 1 月 31 日、紹興酒は中国で最初に保護を受ける地理的表示製品、即ち地理的表示保護製品となりました。

中国が WTO に加盟した後、関連知財保護システムも世界基準に近づいており、今回原産地地理的表示製品の保護申請を受理したことも、中国における地理的表示の保護の改善の表れとも受け止められます。

原産地地理的表示製品保護制度は、環境や人文歴史と密接に関係する特徴ある製品を保護するためのものです。原産地地理的表示製品は、中国が国際交流を行い、国際貿易を拡大し、世界的な影響力を向上させ、国際イメージを示すための重要な手段となっています。

2. 国家知的財産局は「2017 年中国知的財産権発展状況評価報告書」を公開

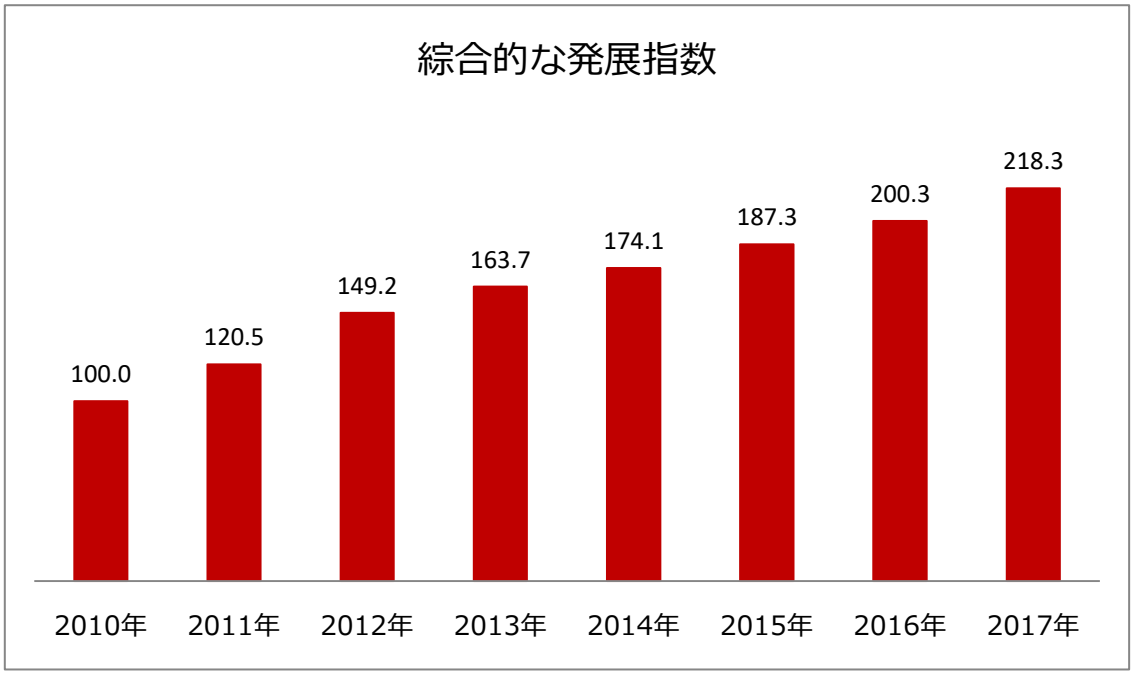

全国知的財産権の総合的な発展指数の変化図

（出自：国家知的財産局の公式サイト）

2018 年 6 月 12 日、「2017 年中国知的財産権発展状況評価報告書」（以下「報告」という。）は中国北京で公開された。「報告」によると、2017 年、中国の知的財産権の綜合的な発展指数は 218.3、前年同期比 9%増となり、依然として急成長を維持している。また、「報告」では 40 カ国の知的財産権発展状況が分析された。分析結果によると、中国の知的財産権発展水準は世界で中・上級であり、知財環境は依然として中国の知的財産権発展水準の大きな支障となり、改善する余地があると思われる。

「報告」によると、2017 年、広東、北京、上海、江蘇、浙江等の地域における知的財産権の総合的な発展指数は高く、吉林、湖南の発展速度は速い。特許の品質は、近年「報告」で注目されている重要な

内容である。近年の指標からみて、中国の特許品質は安定的に向上していることが分かる。特許維持率については、2017 年、全国の特許維持率は 60%で、前年同期比 3.9%増となった。うち、発明特許の平均維持年数について、2017 年のデータは 2016 年に比べて 0.3%増となった。

全体として、2017 年度の中国における知的財産権の総体的な発展状況は、創造の発展水準が加速的に向上し、運用の発展水準は減速、保護の発展水準は安定的に向上しており、環境の発展水準は明らかに向上したという 4 つの特徴があると言える。

【HFG's Comments】

弊所弁護士李蕾（Lanny LEE）によると、2017 年に中国における知的財産権の業務はさらに大きな進展を遂げており、知的財産権保護も一層厳しくなっています。関連部門は「護航」、「雷霆」、「清風」、「竜騰」、「剣網」、「溯源」等一連の行政取締り特別政策を展開し、知的財産権侵害行為に対する取締りを注力しています。

国家知的財産局は「報告」において、特許・商標の総合的な取締りを積極的に指導し、各種の侵害行為に打撃を与え、「特許法」改正を契機として侵害における懲罰的損害賠償制度の構築を加速化し、違法コストを真に向上させることで法律の抑止力を十分に生かすと指摘しています。また、「侵害行為に対する厳罰」、「部門間連携による保護」、「保護手続の加速化」、「全ての権利者に対する同等の保護」により知的財産権の保護を強化し、権利付与・確認、行政取締り、司法保護、仲裁・調停、業界の自己規制等を含めた保護システムを形成し、革新主体及び市場主体に対して強力な法的保障を提供することができると思われます。

上記の侵害行為に対する取締り強化の取り組みは、各権利者の権利保護行為に便宜を与えるのみならず、知的財産権保護業務を行う弁護士事務所にも大きな活躍の場を与えると思われます。

HFG LAW & INTELLECTUAL PROPERTY

2018 年 6 月 29 日

HFG は 2003 年以来、中国・外国籍専門家の一体化された特許法律事務所として、世界中にある各産業のクライアントに高基準、高品質の業務を提供しております。HFG はクライアントのニーズを十分理解したうえ、クライアントの最大商業利益を追求しています。現在、HFG は三つの組織で構成されており、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨詢有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司になります。HFG は北京、上海で 2 本部の体制で業務を提供しております。

HFG は長年で実務経験を積上げており、深く多様な知識に多言語で対応していることを目指しています。現在日本語スタッフ 8 名（うち、日本人 2 名）が在席しております。HFG は日本パーテント誌で論文を発表し、日本特許庁、日本弁理士会のセミナー講師を務めたことがあり、ジェトロ模倣品対策支援事業に参加しております。

HFG は中国の各省、直轄市、自治区等の司法、行政機関と効率のあるコミュニケーションを取っております。知的財産の権利化、権利保護、紛争解決、価値創出などにおいて、無形資産を重視するクライアントのためにワンストップソリューションを提供できます。HFG は IT•通信、機械・設備、石油化学、ワイン•雑酒、ファッション、化粧品、小売•電子商取引、食品・医薬品など産業のクライアントに業務を提供しております。

HFG が代理した事件は、数年連続で中国公安部の「十大典型的案例」及び「五大経典的案例」、中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会の「中国知的財産権案件ベスト 10」、複数の省の中級、高級人民法院の「年度典型訴訟案件」に入選されました。HFG は長年の努力により数年連続で数多くのグローバルクライアントより「最優秀知的財産権サービス提供者」を受賞しました。2010 年以来、HFG は「Legal 500」より数年連続上海地区で知的財産権業務「第一位」に入選しました。「知的財産権管理」からの推薦を得ました。チェンバース法律評価機構及び「世界商標評論 1000 強」からの評価を得ています。

本号について、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にてお問い合わせください。
Tel：+86 21 5213 5500
Fax：*86 21 5213 0895
Mail：hding@hfgip.com、lli@hfgip.com、Hfg_china@hfgip.com

- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ご利用に関して全て御自身でご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当所はその正確性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承ください。
- 当資料は著作物であり、著作権により保護されております。全文又は一部を転載する場合は出所を明記してください。

HFG LAW & INTELLECTUAL PROPERTY
14/F, Huaqi Building, No.969 Wu Ding Road,
Jingan Destrict, Shanghai, China, 200040
Tel:+86-21-5213 5500 Fax:+86-21-5213 0895
www.hfg.com